

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(特別の教育) 第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。第十七条第一項において「安衛則」という。)第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に關し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>(要求性能墜落制止用器具等) 第十七条 事業者は、ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当該作業を行う労働者に<u>要求性能墜落制止用器具</u>(安衛則第三百三十条の五第一項に規定する<u>要求性能墜落制止用器具</u>をいう。)その他の命綱(以下この条において「<u>要求性能墜落制止用器具等</u>」をいう。)を使用させなければならない。</p> <p>2 つり下げのためのワイヤロープが一本であるゴンドラにあつては、前項の<u>要求性能墜落制止用器具等</u>は当該ゴンドラ以外のものに取り付けなければならない。</p> <p>3 労働者は、第一項の場合において、<u>要求性能墜落制止用器具等</u>の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</p>	<p>(特別の教育) 第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に關し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>(安全帯等) 第十七条 事業者は、ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当該作業を行う労働者に<u>安全帯</u>(令第十三条第三項第二十八号の<u>安全帯</u>をいう。)その他の命綱(以下この条において「<u>安全帯等</u>」をいう。)を使用させなければならない。</p> <p>2 つり下げのためのワイヤロープが一本であるゴンドラにあつては、前項の<u>安全帯等</u>は当該ゴンドラ以外のものに取り付けなければならない。</p> <p>3 労働者は、第一項の場合において、<u>安全帯等</u>の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</p>